

利用約款

当倶楽部の施設をご利用されるお客様（会員・非会員を問わず）は、安全で快適なプレーをお楽しみいただくため、当倶楽部会則（規約）、一般社団法人静岡県ゴルフ場協会の申し合わせにより本約款を遵守しご利用願うことといたします。

第1条（適用範囲）

小田急西富士ゴルフ倶楽部（以下、「当倶楽部」という。）の施設を利用される方は、本約款の定めに従ってご利用頂きます。

第2条（施設利用の申込）

当倶楽部の施設を利用しようとする方は、所定の方法により申し込みをし、当倶楽部の承認を得なければなりません。

第3条（施設利用契約の成立、利用料金の支払い）

- （1）当倶楽部の施設を利用しようとする方は、フロントにおいて本約款を確認のうえ所定の名簿に署名してください。これにより、当倶楽部と署名者との間に施設利用契約が成立したものといたし、施設利用を認めお引き受けいたしますことといたします。
- （2）当倶楽部は完全予約制とさせていただきます。予約なしでプレー当日来場されても、当倶楽部の施設のご利用ができませんので予めご了承ください。なお、予約をしないで来場された方で、当倶楽部が施設利用状況を判断し、スタート時刻の指定、または施設利用を承諾し、所定の名簿に署名していただいたとき、当倶楽部と署名者との間に施設利用契約が成立したものといたします。ただし、第4条の各号の一つに該当する場合は、施設の利用をお断りいたします。
- （3）施設利用が終了し退場する前に、所定の利用料を定められた方法によってお支払い願います。

第4条（施設利用の拒否）

当倶楽部は利用者が下記の各号の一つに該当する場合は、施設の利用をお断りいたします。

- ①暴力団対策法による指定暴力団その他これに類する暴力団の構成員である方。
- ②暴力的言動、賭博、その他公序良俗に反する行為をする恐れのある方。
- ③当倶楽部が禁止する服装またはゴルフ靴を着用し、当倶楽部の指示に従わない方。
- ④他の利用者に迷惑をかけたまたは不快感を与える恐れがあると当倶楽部が判断した方。
- ⑤その他の理由により施設を利用されることが好ましくないと当倶楽部が判断した方。
- ⑥天災地変、その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。

第5条（施設利用継続の拒絶）

- （1）当倶楽部は利用者に対し、次の場合には施設の利用ならびに利用の継続をお断りすることがございます。
- （2）当倶楽部から利用継続拒否の通知を受けた方は、プレー途中であってもただちにプレーを中止し、速やかに当倶楽部から退去して頂きます。この場合でも所定の利用料金の全額を、退去前にお支払い頂きます。
 - ①施設の利用開始後に、第4条の各号の一つに該当することが判明した場合。
 - ②ゴルフ技術が著しく低くまたはプレーが極端に遅い等の理由により、他の利用者に迷惑がかけると当倶楽部が判断した方。
 - ③その他の理由で、施設利用を継続されることが好ましくないと当倶楽部が判断した方。
 - ④その他利用者が、本約款の各条項一つに該当もしくは違背した場合。

第6条（休場日・開場時間）

当倶楽部の休場日と開場時間は別に定めるところによりありますが、臨時に変更することがございます。

第7条（掲示等による告知の遵守）

利用者は、場内掲示または口頭による告示を遵守して頂きます。

第8条（施設内への持込品の禁止）

当倶楽部施設内へ、下記のものを持込むことを禁止いたします。

- ①動物等のペット類。
- ②銃砲、刀剣類。
- ③著しく悪臭を放すもの。
- ④火薬、揮発油等発火、爆発の恐れのあるもの。
- ⑤騒音を発するもの。
- ⑥他人に迷惑、危害を及ぼし、または不快感を与える恐れのあるもの。

第9条（禁止行為）

当倶楽部内で、下記の行為はお断りいたします。

- ①賭博、その他の風紀を乱す行為。
- ②物品販売、広告宣伝等の行為。
- ③コース内での携帯電話の使用。
- ④写真撮影、録音等で利用者以外のコース内へ立ち入り。（特に許可する場合を除く。）
- ⑤他人に迷惑、危害を及ぼし、または不快感を与える行為。

第10条（金銭、貴重品、携帯品、自動車等の保管責任）

- （1）当倶楽部では、金銭、貴重品のお預りに関し、別に定める「貴重品ロッカー利用約款」を設け、利用者の安全の確保を期するよういたしております。貴重品ロッカー利用につきましては、十分注意し「貴重品ロッカー利用約款」を遵守していただきます。なお、その他の金銭、貴重品等はフロントにてお預かりいたします。
- （2）更衣ロッカーの鍵については、カードホルダーに付いておりますのでお取扱いについては十分ご注意ください。
- （3）当倶楽部内における利用者の金銭を含む一切の所持品の盗難、破損、紛失、その他の損害に対して、当倶楽部の故意または重大な過失による場合を除き、当倶楽部は一切責任を負いません。また、利用者の金銭、貴重品、携帯品が当倶楽部施設内に置き忘れられていた場合には、遺失物法に基づいて取り扱ってさせていただきます。
- （4）駐車場を含む施設内での自動車等の盗難、損傷等の事故については、当倶楽部の故意または重大な過失による場合を除き、当倶楽部は一切責任を負いません。

第11条（宅配便の取扱い）

ゴルフ用品等の宅配便のお取り次ぎはいたしますが、業者から当倶楽部への引き受け前や業者への引き渡し後の紛失、損害等については、当倶楽部の故意または重大な過失による場合を除き、当倶楽部は一切責任を負いません。

第12条（火気使用の禁止）

コース内、倶楽部ハウス内等の施設内での火気使用は、禁止いたします。また、喫煙は所定の場所以外ではご遠慮ください。なお、マッチの燃え殻、たばこの吸い殻は、必ず消火を確認し灰皿にお入れください。

第13条（エチケット、マナーの厳守）

利用者は、他人に迷惑をかけたたり不快感を与えぬようエチケット・マナーを遵守してください。

第14条（プレーにおける危険防止責任）

ゴルフプレーは時により大変危険を伴うことがございますので、プレーヤーはキャディのアドバイスまたはフォアキャディの合図如何にかかわらず、次の事項に留意して、すべて自己の責任でプレーしてください。

- ①ティグラウンドには、原則として打者以外の方は入らないでください。
- ②ティグラウンドにおける素振りとは、ティマーク内の打席以外では行わないでください。また、素振りをするときは、周囲に十分気をつけて慎重に行ってください。
- ③同伴者は、打者の前に絶対立たないでください。また、打者は同伴者が前方にいるときは後方にさがるように指示し、安全を確認してから打球してください。
- ④自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まないように打球してください。
- ⑤自己の飛距離、飛行方向を適切に判断し、隣接コースに打ち込まないよう慎重に打球してください。万一、打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球すると共に、自己の同伴者にも十分気をつけて打球してください。
- ⑥後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。
- ⑦ホールアウトした後は、ただちにグリーンを去り後続組の打球に対し、安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

第15条（雷鳴があった場合の避難）

雷鳴があり、または落雷の恐れがある場合には、ただちにプレーまたは練習を中断し、安全と思われる場所に避難してください。（防雷シェルター、コース売店等安全と思われる場所に避難してください。）

第16条（人身事故の場合の連絡）

万一、人身事故等がおきた場合には、ただちにプレーを中断し当倶楽部マスター室にご連絡ください。

第17条（違背した場合の責任）

利用者が本約款に違背し、第三者に損害等の事故を発生させた場合、または自己が違背して損害等の被害を受けた場合は、当事者間において処理解決するものとし、当倶楽部は一切の損害賠償等の責任を負いません。

第18条（施設に損害を与えた場合の弁償）

利用者が、故意または過失により当倶楽部の施設に損害を与えた場合は、その損害額を弁償して頂きます。

第19条（用具の確認）

利用者はプレー終了後（中断した場合を含む）使用クラブ等の用具を点検し、間違いがないか、瑕疵がないか、慎重に確認した後、所定の用紙にサインしてください。

確認後の用具の不足、瑕疵等については、当倶楽部は責任を負いません。

第20条（個人情報の保護）

- （1）当倶楽部は予約時に電話・FAX等で入手した個人情報とプレー当日来場者名簿に署名をいただいた利用者の個人情報等は、当社のプライバシーポリシーに則り安全に管理いたします。
- （2）当倶楽部では、ご予約及びご利用いただいた利用者に対し、当倶楽部のイベント情報・営業案内等をハガキ、FAX、メール等でご案内する場合があります。

第21条（乗用カート利用）

当倶楽部は乗用カート利用に関し、別に定める「乗用カート利用約款」を設け、施設利用者および施設就業者等の安全の確保ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すよう致しております。よって乗用カート利用につきましては、十分注意し「乗用カート利用約款」を遵守して頂きます。

第22条（信義誠実の原則）

その他本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義誠実の原則に従って解決されるものとします。

第23条（周知協力）

紹介者は、紹介した方に対して、本約款の存在と内容につき周知徹底するようご協力願います。

第24条（約款の変更について）

本約款は小田急西富士ゴルフ倶楽部において審議のうえ変更することができるものといたします。

本約款は2019年11月1日から施行する。